

### 第3回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和2年8月4日(火)10時00分～11時57分、12時30分～13時00分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

#### 4 議 題

(1) 金額審議について

(2) その他

#### 5 議事概要

##### (1) 労働者側からは

- ・中央最低賃金審議会の公益委員見解の中に、「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」との文言が記載されているが、この言葉の重みを十分考えて、審議されるべきである
- ・最低賃金を引上げなくても、雇用を守れるといった理屈がどこにあるのか、疑問である
- ・他県の経緯、山口県の経緯、中央最低賃金審議会の答申内容をトータルで判断すべきである
- ・830円の影響率は3.8%、そこから840円までは10%台と同じ数字で推移しており、その最下限である2円プラスが最大限歩み寄れる金額であるとの主張がされた。

##### (2) 使用者側から

- ・今は、雇用を維持することが最優先課題なのに、労働者側は地域間格差の是正を優先しているという印象がある
- ・雇用を守っている中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金を上げるといふインパクトのあることをしてよいのか。雇用の維持という面から反していると思われる
- ・リーマンショックの年は、山口県では1円プラスとなったが、今回は離職者

数がリーマンショックの時の倍となっている。その時よりも状況が悪くなっていることを十分踏まえた審議をしてほしい

- ・現時点では、島根県はプラス2円、福岡県はプラス1円で結審しているが、島根県はDランクである。また、福岡県は全会一致ではなく、使用者側は反対したと聞いている。他県と単純に比較できるものではなく、あくまで山口県の現状に沿った審議を希望する

との主張がされた。

(3) 具体的な金額は継続審議とされた。

(4) 今後の専門部会の日程について、事務局から説明を行った。